

郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における企業や団体間のマッチングによるイノベーションの創出を目的に、他の企業や団体と連携し、新商品や新サービスの開発等（以下「事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 市が運営するウェブサイト「こおりやま広域圏 農福商工連携企業・団体ガイド」に登録されている企業又は団体（以下「ガイド登録者」という。）
- (3) 実施する事業について、市が別に定める方法により審査を受け、認定された者
- (4) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の届出書（以下「開業届」という。）により納税地に本市を指定している者又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条第1項の届出書により主たる事務所の所在地及び納税地に本市を指定している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（営利を目的とした事業を営む個人又は法人のうち、前項第1号に該当しないものをいう。以下同じ。）が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (8) 事業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (9) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (10) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (11) 過去に本補助金の交付を受けたことがある者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、令和8年7月1日から事業が完了した日までとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施内容書（第2号様式）
- (2) 補助事業収支決算書（第3号様式）
- (3) 補助対象経費の内訳を確認できる書類
- (4) 市税等納付状況確認同意書（第4号様式）
- (5) 市から受けた認定に関する通知の写し
- (6) 市から受けた変更承認に関する通知の写し（認定を受けた後、事業内容を変更した場合に限る。）
- (7) 営業許可書等営業に関する許認可等を受けていることを確認できる書類の写し（営業に関して許認可等が必要な業種に限る。）
- (8) 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類
- (9) 他の補助金その他これに類する収入の対象経費の額を確認できる書類（他の補助金その他これに類する収入がある場合に限る。）
- (10) 定款及び履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、開業届及び住民票）の写し（連携企業又は団体を含む。）
- (11) 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 試作品を作成した場合はその販売は行わないこと。
- (2) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

別表（第3条関係）

| 補助対象経費 | 補助対象経費の内容 | 補助額 | 備考 |
|-----------------------------------|--|---|--|
| ガイド登録者が連携して実施する新商品又は新サービスの開発に係る経費 | 報償費（金銭）、旅費（視察旅費）、消耗品費（試作品の一部を構成する又は組み込まれる部品等で取得価格が2万円未満の物品に限る。）、通信運搬費（原材料等の運送料に限る。）、委託料（製造、改造、加工、分析、実証、法定検査、調査等の外注、設計費、性能試験関連等）、使用料及び賃借料（開発に直接使用する機器装置、工具機器等のリース及びレンタルに限る。）、原材料費並びに備品購入費（試作品の一部を構成する又は組み込まれる部品等で取得価格が2万円以上の物品に限る。） | 補助対象経費の2分の1以内の額で、補助対象者一者当たり200万円を限度とする。 | 1 消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費に含まない。 2 国又は地方公共団体から交付を受けた補助金その他これに類する収入がある場合は、補助対象経費からこの額を減額する。 |
| ガイド登録者が連携して実施する販路拡大に係る経費 | 出展料、会場使用料、宿泊費、交通費、通信運搬費、外国語版ホームページの作成、外国語パンフレット又はカタログの作成、現地人件費、通訳料及び翻訳料 | 補助対象経費の2分の1以内の額で、補助対象者一者当たり50万円を限度とする。 | |

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

郡山市長

申請者 郵便番号
 所在地又は住所
 会社名称
 代表者役職氏名 印
 （自署の場合は押印不要）
 電話番号

補助金等交付申請書

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

| | | | | |
|-----------|---|-------|----|-------|
| 補助事業等の名称 | 郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金 | | | |
| 施行場所 | | | | |
| 総事業費 | | | | 円 |
| 補助金等交付申請額 | | | | 円 |
| 着手、完了日 | 着手 | 年 月 日 | 完了 | 年 月 日 |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 補助事業実施内容書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 補助事業収支決算書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 市税等納付状況確認同意書（第4号様式） <input type="checkbox"/> 市から受けた認定に関する通知の写し <input type="checkbox"/> 変更承認に関する通知の写し（事業内容の変更があった場合に限る。） <input type="checkbox"/> 営業許可書等営業に関する許認可等を受けていることを確認できる書類の写し（営業に関して許認可等が必要な業種に限る。） <input type="checkbox"/> 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 他の補助金その他これに類する収入の対象経費の額を確認できる書類（他の補助金その他これに類する収入がある場合に限る。） <input type="checkbox"/> 定款及び履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、開業届及び住民票）の写し（連携企業又は団体を含む。） <input type="checkbox"/> 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類 | | | |
| 摘要 | | | | |

第2号様式（第5条関係）

補助事業実施内容書

1. 事業所概要

| | | | |
|---------------------------------|--------|------------|---|
| 法人名 / 屋号 | | | |
| 代表者職・氏名 | | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 設立年月日/開業日 | | | |
| 資本金の額又は 出資の総額 ※個人事業主は記載不要 | | | |
| 業種 | | | |
| 事業概要 | | | |
| 従業員数 | 人 | うち 正社員数 | 人 |
| 連絡先 | TEL | | |
| | E-mail | | |

※定款（個人の事業主の場合は開業届）の写し（連携先も含む）を添付してください。

2. 連携先

| | | | |
|---------|--------|--|--|
| 連携先名称 | | | |
| 代表者職・氏名 | | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 納税地 | | | |
| 連絡先 | TEL | | |
| | E-mail | | |

3. 事業内容

| | |
|-------------|--|
| 農福商工連携事業の内容 | |
|-------------|--|

| | |
|---------------------------------------|--|
| 事業実施スケジュール | |
| 市場ニーズ・市場規模、 競合する類似商品・役務 との相違点等 | |
| 農福商工連携事業を共同 で実施する事業者間の規約 等の整備状況 | |

※ 必要に応じて行を追加してください。

第3号様式（第5条関係）

補助事業収支決算書

1 収入

単位：円

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 差額 | 適用 |
|----|-----|-----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

2 支出

単位：円

| 科目 | | 予算額 | | 決算額 | | 差額 | | 適用 |
|--------------|------|------------|--|------------|--|------------|--|----|
| 事業内容 | 節・細節 | うち 補助対象 | | うち 補助対象 | | うち 補助対象 | | |
| 新商品等 開発事業 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 販路拡大 事業 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| その他 事業 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

市税等納付状況確認同意書

年 月 日

郡山市長

所在地
申請者 又は住所

生年月日

（フリガナ）

氏 名

（法人名及び
代表者役職氏名）

（自署又は記名押印）

電話番号

郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金申請に当たり、郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を確認し、下記の事項について同意及び誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

【同意事項】

税務担当課へ次の税目の納付状況（税目・税額・申告の有無等）の照会に関すること。
（確認税目）

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

【誓約事項】

- 本申請書、実施内容書、収支決算書及び添付書類に記載の内容等に偽りがないこと。
- 大企業の子会社（要綱第2条第2項第1号から第3号までに規定する者）には該当しないこと。
- フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行っていないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っていないこと。
- 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行っていないこと。
- 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。
- 事業に関して必要な許認可等を取得していること。
- 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- 市税等の滞納がないこと。
- 第3条に規定する補助対象経費とならない経費を含んでいないこと。
- 補助金の交付の対象となった事業について郡山市が行う調査に協力すること。

※記載内容に虚偽等があった場合は、決定を取り消すことがあります。

※記載内容や添付書類に不備があった場合は、補助金の交付の決定が遅れることがあります。